

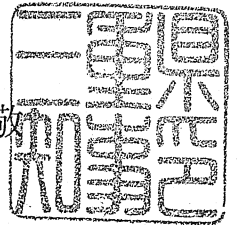
環生第18-254号

三重県環境審議会

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）を改正するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年1月30日

三重県知事 鈴木英敬



諮 問 理 由

本県では、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）」（以下「条例」という。）を制定し、平成21年4月から施行しています。

条例では、排出事業者責任の徹底、土地所有者等の責務、産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮、産業廃棄物処理状況の透明化など、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ってきました。

条例の施行開始後10年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題等に対応するため、条例を改正する必要があることから、その改正のあり方について貴審議会に意見を求めるものです。

三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会委員

氏名	所属・役職	備考
いわさき やすひこ 岩崎 恭彦	三重大学人文学部 准教授	部会長代理
かわもと いちこ 川本 一子	三重弁護士会推薦弁護士	三重県環境審議会委員
きたみ こうすけ 北見 宏介	名城大学法学部 准教授	部会長
ますざわ ようこ 増沢 陽子	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授	

(50音順 敬称略)